

中小企業者が生産する新商品・提供する新役務の調達の機会を拡大します

広島県新事業分野開拓事業者認定制度

募 集 中

1 制度の概要

広島県では、中小企業者が生産する新商品又は提供する新役務の調達の機会の拡大及び新商品又は新役務（以下「新商品等」といいます。）の周知を通じて、中小企業者の販路開拓を支援し、新事業の育成を図るため、「新商品等の生産又は提供によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（以下「新事業分野開拓事業者」といい、創業者を含みます。）」の認定を行います。

認定を受けた新事業分野開拓事業者が生産又は提供する新商品等は、県の機関が買い入れ又は借受、委託する際、入札などの競争の方法によらず、随意契約を行うことができます（認定の有効期間は、認定日から令和9年3月31日まで。ただし、当該期間内に、認定の日から起算して7年を経過する場合は、7年を経過する日の属する年度の末日まで。）。

また、認定した情報を県の機関に周知するとともに、県のホームページ等で広く公表します。

ただし、この認定は、県の機関が必ずその新商品等を購入又は借受、委託すること及び新商品等の品質全般を保証するものではありません。

2 対象事業者

本制度の認定対象者は、県内に主たる事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除きます。）で、次のいずれかに該当する新商品等を生産又は提供する者です。

- (1) 県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産又は提供する新商品等
- (2) 開発に関し県の補助金を受けているなど、(1)の規定に準ずる事業計画を有する新商品等

3 対象となる新商品

- (1) 県の機関が調達している品目又は県の機関における用途が見込まれるもの
- (2) 開発してから概ね7年以内のもの

4 申請方法

「広島県新商品による新事業分野開拓事業者の認定に関する要綱（以下「要綱」といいます。）」で定める様式により認定申請書を作成し、次の書類を添付して提出してください。

要綱は、広島県商工労働局中小企業支援課で配布するほか、県のホームページで公開しています。

- (1) 実施計画書【要綱で様式を定めています】
- (2) 会社の概要及び経歴書（法人の場合）
- (3) 財務諸表（過去1年分）
○法人の場合：貸借対照表、損益計算書、剰余(欠損)金処分計算書
○個人の場合：青色申告書又は確定申告書の写し
- (4) 新商品等に関するパンフレット又は写真等
- (5) 登記簿謄本（法人の場合）
- (6) 広島県の県税に係る納税証明書（滞納がないことを県税事務所長が証明したもの）
- (7) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（未納税額がないことを税務署長が証明したもの）
- (8) 印鑑証明書
- (9) 営業に必要な許可、認可などを得たことを証明する書面の写し

※ (5)～(9)については、県の競争入札参加資格がない場合に添付すること

5 申請期間

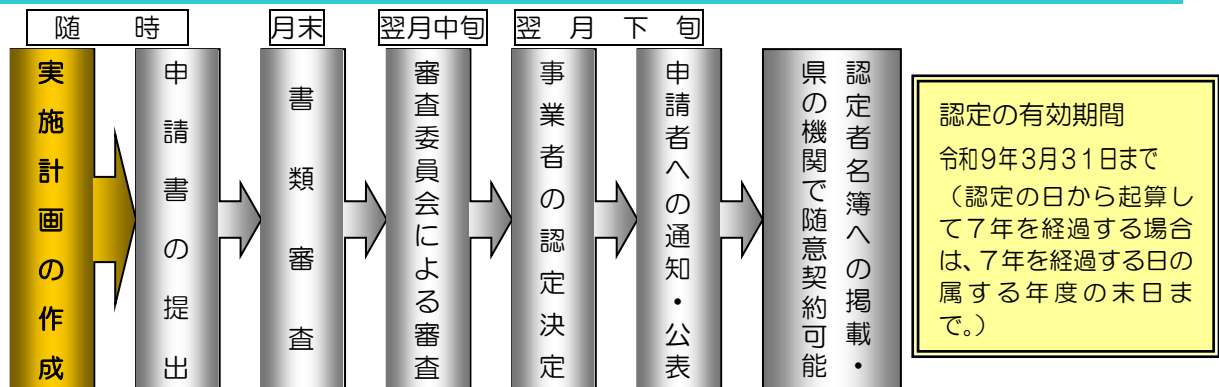
随時受付しています。

6 審査基準

県は、提出された実施計画について次の基準により審査を行い、認定するかどうかを決定します。
実施計画は、審査基準の全てに該当していなければなりません。

- (1) 新商品が、市場状況を適切に把握した上で開発、生産された新商品又は提供される新役務で、既存の商品又は役務と比較して新規性を有すると認められるものであること
- (2) 新商品等が、技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること
- (3) 新商品等の生産又は提供の実施方法、必要な資金の額とその調達方法が適切かつ確実なものであること
- (4) 実施計画が関係法令に違反しないこと
- (5) 実施計画が公序良俗に反しないこと
- (6) 新商品等が、県の機関が調達している品目であること又は県の機関において使途が見込まれること。ただし、県の機関において購入・借受、委託することが適当でないものを除く。
- (7) 開発してから概ね7年以内のものであること

7 実施スケジュール



注意事項

- ・ 提出書類の内容は公表されることを了解の上、申請してください。
- ・ 提出書類は、原則として返却しません。
- ・ 書類内容や審査過程で疑義が生じた場合は、申請者に問い合わせることがあります。
- ・ 虚偽の事実等が判明した場合は、認定を取り消すことがあります。
- ・ 認定審査に対する個別の問い合わせには一切お答えできません。
- ・ 認定を受けた商品・役務は、必ず県の機関が契約するというものではありません。また、商品・役務の全般的な品質を保証するものでもありません。予めご了承ください。

問合せ・申請書提出先

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県 商工労働局 中小企業支援課（県庁東館2階）

TEL：082-513-3355（ダイヤルイン）

e-mail：syochusyo@pref.hiroshima.lg.jp